

## 資料4 吉田中学校図書館資料収集方針

## 吉田中学校図書館資料収集に関する指針

平成17年4月1日

吉田町立吉田中学校

## 第1 吉田中学校図書館がめざすもの

吉田中学校図書館（以下「図書館」という。）は、学校の教育方針に沿って教育課程の展開に役立つとともに、生徒及び職員にとって魅力ある場所であるために、次のような図書館をめざすものとする。

- 1 生徒及び職員がいつでも気軽に利用できる図書館
- 2 生徒の学習を支え、発展させることのできる図書館
- 3 生徒の探究心を刺激し、高めることのできる図書館
- 4 職員の教育・研究活動を援助することのできる図書館
- 5 生徒及び職員の読書経験を豊かにすることのできる図書館

## 第2 資料収集方針

第1に掲げる目的を達成するために図書館は、次の方針に基づいて資料を収集する。

- 1 生徒及び職員の要求に応える。
- 2 図書を中心として、生徒の発達段階に応じて幅広く収集する。
- 3 対立する学説や意見のある資料は、それぞれの観点に配慮して収集する。
- 4 郷土資料を積極的に収集する。

## 第3 蔵書の構成

- 1 図書館の蔵書は、辞典、事典、年鑑、図鑑、地図帳、年表、統計書、書誌、索引、概論、通論、伝記、古典などの基本的な図書を中核として、学校の教育目標の達成に必要な資料をもって構成する。
- 2 蔵書の配分比率（冊数による。以下これにならう。）の目安は、日本十進分類法（類目表）によれば、概ね次のとおりとする。

0 総記	1 哲学	2 歴史 地理	3 社会 科学	4 自然 科学	5 工学	6 産業	7 芸術	8 語学	9 文学	合計
5	3	17	10	15	4	3	9	5	29	100%

## 第4 資料選定の一般的基準

資料を選定する際の一般的基準は次のとおりとする。

- 1 教育課程の展開に役立つものであること。
- 2 生徒の学習内容をいっそう深めるために役立つものであること。
- 3 生徒の豊かな情操を育み、教養を高めるものであること。
- 4 記述が正確な知識と最新の情報や知見に基づいたものであること。
- 5 必要に応じて索引、原拠、参考文献等が示され、調査研究の便宜が図られていること。
- 6 表現が生徒の発達段階に応じ適正で、用字、文法が正しいものであること。
- 7 製本の状態、印刷が美しく丈夫なものであること。

## 第5 部門別資料選定基準

部門別資料基準は次のとおりとする。

### 1 事典

- (1) 執筆者が専門分野を執筆し、内容が正しく新しいこと。
- (2) 項目の選定が適切であること。
- (3) 見出しがわかりやすく、写真、図版等が豊富で正確であること。
- (4) 索引が調査研究に十分耐えられること。

### 2 辞典

- (1) 編者がその専門家であること。
- (2) 解説が正確でわかりやすいこと。
- (3) 見出し語の選定が適切であること。
- (4) 索引が適切で、参考資料、出典、用例等が豊富であること。

### 3 年鑑、統計、白書等

- (1) 編集が信頼できる団体又は専門家によるものであること。
- (2) 統計は正確で調査年、原拠が示されていること。
- (3) 項目の選定や解説がわかりやすく適切かつ正確であること。

### 4 叢書、全書

- (1) 編集方針、全体構成が確かなものであること。
- (2) 各巻の内容は均衡がとれていること。
- (3) 底本が明らかであり、全巻を通した適切な索引があること。

### 5 翻訳書（日本古典の現代語訳もこれに準ずる）。

- (1) 完訳書であること。完訳でないものに関しては翻訳に際しての考え方が明らかであること。
- (2) 翻訳文がよくこなれたものであること。
- (3) 原典の解説が行き届いたものであること。

### 6 実用書、技術書

- (1) 信頼のおける専門家によるものであること。
- (2) 生徒の生活や活動水準にふさわしく、有用のものであること。

- 7 動植物、岩石に関する図鑑
  - (1) 写真、図版が実物を正確に伝え、特徴をよくあらわしていること。
  - (2) 主産地、原産地等が示されていること。
  - (3) 生物に関しては生息地、花期繁殖期等が説明されていること。
  - (4) 飼育動物、有用植物等については目的に応じた説明があること。
  - (5) 学名、和名など利用者の段階に応じた索引があること。
- 8 地図帳
  - (1) 図法がその地図の目的にかなっているものであること。
  - (2) 信頼のおける新しい原図に基づいていること。
  - (3) 縮尺、必要に応じて方位が明示されていること。
  - (4) 地図番号などの約束が明示されていること。
  - (5) 色彩が鮮明であること。
  - (6) 索引が引きやすく、地名をわかりやすくする配慮がなされていること。
- 9 趣味、リクリエーションの図書
  - (1) 生徒の趣味、能力に合ったものであること。
  - (2) 内容が正確であり、健全な活動を促進できるものであること。
- 10 伝説、民話（現代語訳については、5 翻訳書に準ずる）
  - (1) 採集資料については採集年代、採集地、採集者、語り手あるいは出典など必要な事項が記載されていること。
- 11 神話
  - (1) 古代における人々の考え方や生活を理解できるものであること。
  - (2) 必要に応じて原典や原拠が明示されていること。
  - (3) 必要に応じて注解がつけられているものであること。
- 12 地域に関する資料
  - (1) 内容が趣味的でなく、体系的であり、普遍性を有するものであること。
  - (2) 記述が正確であり、独断的、恣意的でないこと。
  - (3) 必要に応じて原拠が示され、調査、研究する場合に役立つものであること。
- 13 教師向けの教育図書
  - (1) 教育学の研究と教育活動の成果をもとに書かれたものであること。
  - (2) 取り扱っている事柄の解釈が、個人的で恣意的になっていないものであること。
  - (3) 教育実践に有効適切な理論、新鮮な問題提起、参考になる事項を含んだものであること。
- 14 教師向け学術研究書
  - (1) 教育課程の編成に役立つものであること。
  - (2) 学習指導に関する専門的な研究を内容としたものであること。

## 1 5 宗教に関する図書

- (1) 宗教の意義、現状、あり方を客観的に理解できる内容であること。
- (2) 特定宗教の経典、教義、歴史、寺社などの解説は正確であり、生徒の学習及び教養に役立つものであること。

## 1 6 政党・政治結社に関する図書

- (1) 政党・政治結社の現状、歴史を客観的に理解できる内容であること。
- (2) 特定政党・政治結社の綱領、政策およびその解説は正確であり、生徒の学習及び教養に役立つものであること。

## 1 7 性に関する図書

- (1) 主題や内容が、科学的に正確であり、生徒の発達段階に応じたものであること。
- (2) 倫理的に高い観点をもつものであること。

## 1 8 マンガ・劇画

- (1) 絵の表現が優れているものであること。
- (2) ことさら俗悪な表現を用いていないものであること。
- (3) 悪、不正、戦争、暴力を讃美するものでないこと。
- (4) 人を差別する内容のものでないこと。
- (5) 原著のあるものは原作の意図を損なっていないものであること。
- (6) 造本や用紙が多数の利用に耐えられるものであること。
- (7) 物語が完結されていること。

## 1 9 写真集

- (1) 主題が生徒の成長に役立つものであること。
- (2) 表現技術が新鮮であること。
- (3) 編集や印刷が優れていること。
- (4) 必要に応じて撮影のデータが記されていること。

## 2 0 伝記

- (1) 著者の被伝者に対する態度が真摯で、資料をよく調べ、記述が正確であること。
- (2) 被伝者の業績や人格が時代背景とのかかわりの中でいきいきと描かれているものであること。

## 2 1 手記

- (1) 著者の執筆態度が真摯で、その内容が真実を求める記録となっているものであること。

## 2 2 選定の対象としない資料

- (1) 限定版及び豪華特別装丁本。
- (2) 教科書及び学習参考書。

- (3) 特定宗教の布教宣伝等を目的としたもの。
- (4) 特定政党もしくは特定政治結社の立場からする主張、宣伝等を目的とするもの。
- (5) 書き込み式、飛び出す絵本等特殊な形態の本。

## 第6 資料収集事務

- 1 資料の選択にあたっては、次に掲げる出版情報その他の資料を参考にすることができる。
  - (1) 新刊書等出版情報案内
  - (2) 出版社の発行する解説目録
  - (3) 刊行物展示会又は出版社、取次店等の見本による見計らいの結果
  - (4) 新聞その他の刊行誌における書評
- 2 図鑑、概論、通論等専門分野にかかわる資料の選択にあたっては、当該分野に詳しい教諭、講師等職員に意見を求めることができる。
- 3 資料の購入は、「物品購入等伺書（様式第 号）」による。
- 4 入手した資料は、掲示、その他の方法により生徒及び職員に対して速やかに広報する。

## 第7 指針の周知及び改正手続き

- 1 この指針は、毎年度の初めに生徒及びその保護者並びに職員に周知する。
- 2 指針の改正は、図書館会議において委員の過半数の賛成によって発議し、校長が決定する。

## 附 則

- 1 この指針は、吉田中学校に対して寄贈の申し出のあった資料についても適用されるものとする。